

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年11月4日 第41号
件 名	(仮称)宝生ハイツ建替え計画において「宝生能楽堂」を残すとしても「総合設計制度」の容積率緩和対象に含めないよう、「地元区市等の要請等」を東京都にしないよう（した場合は撤回するよう）求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区本郷一丁目の（仮称）宝生ハイツ建替え計画を巡っては「宝生能楽堂」と一体となった建替えで、「総合設計制度」を活用した容積率の割増しを見込んだものとなっており、高層化による周辺住環境や教育環境の悪化が懸念されています。

「総合設計制度」の許可権限は東京都知事にあり、「東京都総合設計許可要綱」に則って審査されますが、同「要綱」によると「地域社会の文化、教育等の向上に貢献する施設」の場合、「地元区市等の要請等に基づき」容積率緩和の対象（注1）となっており、現在の計画はこの容積率緩和分も含めたものとなっています。

しかし、令和4年9月20日開催の文京区議会建設委員会の「請願」審議の質疑・答弁を読んでも、文京区が同「要綱」に基づく「地元区市等の要請等」を東京都にしたのかしていないのか、都市計画部長の答弁も要領を得ず、会議録を読んでも少なくとも一般区民の普通の読み方と理解において不明と言わざるを得ません。

一方、事業者側においては「総合設計制度」の活用の仕方及びその計画案から、同「要綱」第4章の第2の3（2）ア（イ）に基づき、「宝生能楽堂」を「地域社会の文化、教育等の向上に貢献する施設」として容積率緩和を見込んでいることは明らかです。

「宝生能楽堂」を「地域社会の文化、教育等の向上に貢献する施設」として残すことと、「宝生能楽堂」を以て「総合設計制度」を活用した容積率緩和に利用することは全く別であり、「宝生能楽堂」を「地域社会の文化、教育等の向上に貢献する施設」として残しつつ、「総合設計制度」の容積率緩和の対象としないという選択肢もあるはずです。

そこで区長に対し、「総合設計制度」の容積率緩和の対象として「宝生能楽堂」を利用せず、同「要綱」に基づく「地元区市等の要請等」を東京都にしないよう、また「要請等」をしたのであればそれを撤回するよう働きかけていただくよう貴議会に請願いたします。

（注1）「東京都総合設計許可要綱」の「第4章 容積率制限の緩和」「第2 容積率制限の緩和の基準」「3 公益施設等の整備による容積率の緩和」の「（2）その他の公益施設等の整備」「ア 緩和の対象」「（イ） 地域社会の文化、教育等の向上に貢献する施設」

請願事項

- 1 （仮称）宝生ハイツ建替え計画の高層化による周辺住環境や教育環境の悪化を避けるため、「宝生能楽堂」を残すとしても「総合設計制度」の容積率緩和の対象として、文京区として「地元区市等の要請等」をしないでください。
- 2 上記1における目的に鑑み、文京区として「地元区市等の要請等」をしたのであれば、その「要請等」を撤回し、「宝生能楽堂」を残すとしても「総合設計制度」の容積率緩和対象として利用させないでください。